

第5回土地等利用状況審議会 議事録

令和5年6月30日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので「土地等利用状況審議会」の第5回会議をただいまから開催させていただきます。

本日は、常設のマイクはございませんので、御発言の際に職員がマイクをお持ちいたします。マイクについてはハウリングが生じますので、御発言が終わりましたらマイクの電源をオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、会長より議事の進行をお願いいたします。

【会長】 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。どうぞ本日もよろしくをお願いいたします。

また、本日は高市早苗大臣にも御出席いただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、初めに、高市大臣から第5回審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【高市大臣】 皆様、こんにちは。本日も御多用の中、第5回の土地等利用状況審議会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

先月の第4回の審議会につきまして、私はG7の大臣会合の出席のため、参加できませんでしたけれども、その際に、第2回の区域指定の候補をお示しし、その後、関係地方公共団体からの意見聴取を行ってまいりましたので、本日は、その結果を御報告させていただきます。その上で御審議を賜りたいと思っております。

本日の審議結果を踏まえまして、第2回の区域指定の告示を行うべく、準備を進めてまいります。この区域指定が施行されましたら、指定区域内の土地建物の利用状況調査を速やかに開始し、実態把握を進めてまいります。機能阻害行為を防止するために実効性ある対応ができますよう、本法律をしっかりと執行してまいりたいと思っております。

どうか忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

【会長】 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、申し訳ございませんけれども、プレスの方は、ここで退室をお願いできますでしょうか。

(報道関係者退室)

【会長】 それでは、最初に、本日の出欠状況と会議の定足数につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

【事務局】 本日は〇〇委員が御欠席でございます。土地等利用状況審議会令2条第1項では、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができないと規定されておりますが、本日は10名の委員のうち9名の委員が御出席ですので、定足数を満たしております。

すことを御報告申し上げます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

前回の審議会におきまして、皆様に御議論いただきました第2回の区域指定の候補につきましては、その際に示されました今後のスケジュールに沿って関係地方公共団体の意見聴取が行われたと報告を受けております。

区域の指定に当たりましては、法律上、あらかじめ本審議会の意見を聴かなければならないとされておりますので、本日は関係地方公共団体への意見聴取の結果につきまして、事務局より報告をいただいた上で、2回目の区域指定について審議し、本審議会としての意見を表明することにしたいと思っております。

続きまして、事務局説明に議事を進めていきたいと思っておりますけれども、高市大臣におかれましては、所用のためここで御退席と伺っております。

【高市大臣】どうかよろしく願いいたします。

(高市大臣退室)

【会長】それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【事務局】それでは、資料にのっとりまして御説明を申し上げたいと思っております。

本日でございますけれども、2回目の区域指定について御審議いただきたいと考えております。前回の審議会でご提示させていただきました区域案につきまして、関係地方公共団体から意見を聴取いたしました。また、関係行政機関との協議も行いました。これらの結果を踏まえ、注視区域・特別注視区域の指定について御議論いただければと思います。

なお、これに加えまして、今後のスケジュールでございますとか、あるいは内閣府として行っております広報・周知活動につきましても、その他のところで御説明申し上げたいと思っております。

まず、関係地方公共団体への意見聴取の結果について御説明いたします。前回の審議会におきまして、注視区域121、特別注視区域40、計161か所の区域案を御提示したところでございます。これらの区域が所在する72の地方公共団体に対しまして意見の聴取を行いました。

その結果の整理でございます。まず、区域の範囲についての御意見がございました。

2ページ左の図の①でございますけれども、施設対岸の区域外縁部が急峻な崖地かつ国有林となっている地域であるという御意見でございました。これを受けまして、当該崖地については区域から除外してもよいのではないかと御意見をいただきまして、私どものほうといたしましても問題はないのではないかと判断して、区域から除外する変更をいたしております。

それから、右のほうの②でございますけれども、区域図案に含まれていた砂礫地周辺の領域が潮流や天候等の影響で日常的に変化する特殊な地形であるということもありまして、当該砂礫地を含みます一定範囲を区域にしてはどうかという御意見を頂戴しました。これ

を受けまして、砂礫地を含む周辺地域を区域指定する形で修正したいと考えております。

おめくりいただきまして、3ページ左の③でございます。区域線の案が工場等の敷地内を横断しているところがあるとして、この工場等の敷地を一体的に扱うことが適当ではないかという御意見をいただきまして、付近の道路のほうに区域線を変更することとしております。

続きまして④でございます。同じような形でございますけれども、区域線の案が団地を分断するように設定されているということで、団地全てを含む形で区域を指定したほうがよいのではないかという御意見でございました。少し事情をお聞きしまして、こちらの団地でございますが、集団移転してできた団地であるといった地域特有の事情もあるということも踏まえまして、当該団地を全て含む形で区域線を修正いたしました。

また、このほかに、一番下のところでございますけれども、区域線が筆界でございますとか田畑をまたいでいるという御意見がございました。こちらの意見につきましては、第2回審議会でもお示ししましたように、区域線については原則地物、道路とか水路といったものを用いるということではございますけれども、適切な地物がない場合には、筆界や田畑をまたぐこともあるということで、これはやむを得ないのではないかという御説明をしたところでございます。

次の4ページでございますが、こちらは初回の区域指定の際の意見聴取でも提出された意見と同様の意見が出てきてございます。

まず、左下の⑤でございますけれども、私どもが提示した区域案で描かれている道路でございますが、これを実際に見てみると、現在はないという御意見がございましたので、区域の外縁を現況存在する付近の道路のほうへ変更してございます。

それから、右上の⑥でございますが、区域図案に記載のない建物が実際には存在するので、元案では建物を分断してしまうので変更してはどうかという御意見でございました。原則としては建物を分断しないとの考え方に基づいて区域線を設定してございますので、建物を分断しないような形で修正したいと考えております。

それから、右下の⑦でございます。これも前回ございましたけれども、元案では道路の中心線をもって区域の外縁としておりましたけれども、区域の外縁は道路のへりにある町字の境界線に合わせたほうが地域住民にとって分かりやすいので変更してはどうかという御意見でございました。これは採用させていただきまして、区域の外縁を町字の境界線に合わせる形で修正してございます。

以上が区域の範囲についての主な意見でございますけれども、地方公共団体からの御意見につきましては、全てを採用するというのではなく、内容を精査した上で、法律、それから、基本方針並びに第2回審議会で御説明させていただきました区域の指定の考え方を踏まえまして、必要な範囲で意見を反映させていただいておるものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきますと、町字についてでございます。こちら初回の区域指定の意見聴取でもあったところでございますが、区域が所在することとなる町字

について照会を行ったところ、一部の地方公共団体から修正の御指摘をいただいたところ
でございます。

区域内に含まれる町字の情報につきましては、区域指定の告示がなされた後、内閣府の
ホームページにおいて参考情報として公開することを予定しておりますので、いただいた
意見を踏まえまして、適切にホームページに反映させていただきたいと思っております。

そのほかでございますが、開発計画、開発行為についての情報提供をいただきました。
区域の修正につながるような情報はございませんでしたが、いただきました情報につきま
しては、今後の法の運用の参考情報として活用させていただく考えでございます。

さらにこれまでに御説明しました区域の範囲や町字等の修正以外の御意見ということで、
こちらについては別紙において御説明させていただきたいと思っております。

別紙のほうを御覧いただければと思います。左側に公共団体からの御意見、右側に内閣
府としての考え方を記載させていただきましたので、順次御紹介させていただきたいと思
います。

まず、基地負担軽減が進まない中、区域指定はさらなる負担を強いるものであるとして
極めて強い反対意見がある。最大限、地域の実情を踏まえ、対応するよう求めるといった
旨の御意見がございました。

内閣府の考え方でございますけれども、関係自治体の意見を聴取することで地域の実情
を把握し、本法の目的である国民生活の基盤の維持や安全保障に資するように取り組むこ
ととしております。また、いただいた地域に関する情報や御意見は、区域指定及び今後の
法の運用において活用することとしていきたいということを示してございます。

2つ目でございます。区域指定は民間の投資等や自治体の税収等にも影響を与えかねな
いため、真に最小限度のものとするよう求める意見がございました。

この点につきましては、重要土地等調査法に基づく措置は、もとより法律及び基本方針
におきまして必要最小限度のものとなるように実施することとしております。また、本法
に基づきます措置でございますけれども、不動産の取引自体を規制するものではなく、機
能阻害行為が確認された場合、その行為をやめるよう勧告・命令する等の制度でございま
して、一般的な生活や事業活動には影響はございませんので、その旨を記載しております。

続きまして、3つ目及び4つ目でございます。重要施設の周囲でございますとか、国境
離島等にかかる区域を注視区域等として指定する具体的な必要性を明らかにするよう求め
る意見がございました。

これにつきましては、基本方針において、どのような施設等を指定の対象とするのかな
どを明らかにしているとともに、区域の外縁に関する考え方、こちらも第2回の審議会で
詳しく資料として整理をさせていただいて御了承をいただいているものでございますけれ
ども、こうしたより具体的な区域指定の考え方につきましては、地方公共団体に対します
オンライン説明の場において資料を配付して説明しているところでございますので、その
旨を記載しているところでございます。なお、この御意見に対します内閣府の考え方は、

資料の内容についても、こういった内容でしたということで例示をさせていただきまして、理解に努めるようにしているところでございます。

次に、注視区域等として指定する事由がなくなった場合や、注視区域等の範囲が縮小する場合は、速やかに指定の解除や区域の変更を行うよう求める意見がございました。

このような場合でございますけれども、法及び基本方針に照らして適切に評価した上で、速やかに区域の指定の解除等、必要な措置を講ずることとしておりますので、その旨を記載しております。

次でございますが、国境離島等にかかる区域の指定に関しまして、領海基線、またはそのおおよその位置を併せて示すよう御意見がございました。

この点につきましては、領海基線の情報というのは安全保障上の観点から非公表であると承知しておりますので、その旨を記載させていただいております。

次でございますが、地図上に記載されている施設の名称と区域名の名称の不一致についての御指摘がございました。国土地理院地図に記載されている施設の名称と私どもが設定する区域の名称が違うのではないかと御指摘です。

内閣府では、区域の起点となる重要施設や国境離島等の名称を用いて区域の名称とすることとしております。また、施設の正式名称とは異なる地図上の名称に合わせますと、かえって地元住民でございますとか、事業者の方が誤解や混乱をきたすと考えておりますので、原案どおりでさせていただきたいと考えております。

次に、区域図の参考となります拡大図に関しまして、重要施設の敷地と注視区域との境界についても拡大図を作成して境界を明らかにすべきとの意見をいただいております。

注視区域等の外縁のほうにつきましては、こちらの区域線は私どもが法に基づきまして新たに作成するものでございますので、また、区域の中にどこが入って、どこに自分の土地があって、それが区域に入っているかどうかを確認するという意味でも必要でございますので、拡大図を作成しているところでございますけれども、重要施設の敷地の境界部分につきましては、当事者間において明らかであると考えられることから、拡大図の提示は必要ないものと考えております。なお、重要施設の敷地内の土地につきましては、注視区域等には含まれませんので、届出等の対象とはなってございません。

続きまして、区域指定の見直しについての情報提供や指定に際してのパブリックコメントの実施を求める旨の意見をいただいたところでございます。

法の執行状況等につきましては、適切に情報発信・情報提供を行ってまいります。

また、区域指定のパブリックコメントについてでございますけれども、基本的に区域指定というのは我が国の安全保障等のための措置でございますので、土地等利用状況審議会の御意見を聞いた上で、国が責任を持って判断して実施すべきものであるということ、それから、行政手続法の定めるパブリックコメントの適用除外規定に該当する行為であると考えられること、さらに地域の実情を把握している関係自治体から御意見を聴取していること、加えまして、地域住民や事業者の方々からの問い合わせにはコールセンターを設置し

対応していることなどから、パブリックコメントの実施は考えておりません。その点について御説明しております。

続きまして、基本方針に記載のある憲法の保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意することや、思想信条等に係る情報を含め、その土地等の利用には関連しない情報を収集することはないことを遵守するよう御意見がございました。

法の執行に当たりましては、私どもは法律及び基本方針に則り適切に運用してまいり所存でございますので、その旨を記載しております。

次に、調査の実施状況の公表についての御意見がございました。

基本方針におきましては、法に基づく勧告及び命令等の実施状況については毎年度概要を取りまとめた上で、広く国民に対し公表する旨を記載しておりますので、係る趣旨を踏まえまして、適切に運用してまいりということを記載してございます。

続きまして、地方公共団体が今回提示した候補地以外の区域指定を希望した場合、候補地として検討することが可能かという御質問をいただいております。

地方公共団体から指定の御希望というのがございました場合には、法及び基本方針に照らしまして適切に評価した上で、しっかりと判断してまいりたいと考えてございます。

最後でございますが、国による住民等への説明会等の開催を求める御意見がございました。区域指定に当たりましては、関係地方公共団体から意見を聴取することにしておりますのと、また繰り返しになりますけれども、個別の問い合わせにはコールセンターを設置してそれぞれの質問に対応できるようにしております。さらにホームページ等による情報発信でございますとか、リーフレットや広報誌の活用など、公共団体・関係業界団体等と連携した周知・広報を行ってございまして、これらにより地域住民の皆様、あるいは事業者の皆様への御質問等には対応できることから、住民説明会の実施は考えていないところでございます。なお、御意見を踏まえまして、今後、これらの情報発信以外の取組についても検討しつつ、周知の充実を図ってまいり所存でございます。

以上、自治体からいただいた意見の御紹介でございます。

もともとの資料のほうにお戻りいただけますでしょうか。

6ページでございます。地殻変動による地図の変更ということで、硫黄島について少し御説明させていただきたいと思っております。本件は特殊な事例となりますが、近年、硫黄島では隆起による地殻変動が続いてございまして、これによって、従来の海岸線が最大で800メートル前進するなど面積が増大したために、硫黄島の地図を更新した旨の公表が6月2日に国土地理院よりされたところでございます。

これを受けまして、法及び基本方針に照らしつつ、前回の審議会で提出しました区域図案を修正しております。具体的には本件は島の隆起による特殊な事例となりますので、それを踏まえまして、隆起した部分を全て含む形で区域図案を修正してございます。

続いて、2回目の区域指定の対象について御説明させていただきます。こちらは前回の審議会で御提示させていただいたものから順番の入れ替えや、先ほど御説明したように一

部区域の変更はございますけれども、名称、あるいは指定の順については同じものとなりますので、御説明については省略させていただきます。7ページから13ページまでとなります。13ページの最後のところでございます。以上のとおり、2回目の区域指定につきましては特別注視区域40か所、注視区域121か所の合計161か所となります。

また、本日の審議会に先立ちまして、関係行政機関の長として防衛大臣、それから、内閣総理大臣、これは国境離島等の担当ということでございます。それから、国土交通大臣、経済産業大臣との協議を行いまして、いずれも意見等がない旨の回答をいただいております。

それから、お手元のほうに区域図案がございます。先ほど御説明しました公共団体からの意見を反映して修正後のものがございます。また、図面の全域図のほうに書いてあるところがございますけれども、前回、重要施設の名称を吹き出しの形で記載してございましたけれども、分かりにくいという御指摘を踏まえまして、区域の名称を記載する形に変更してございます。今回の審議会でご了承いただいた後でございますけれども、官報による公示、それから、内閣府における縦覧と併せまして、このような形で内閣府のホームページにも掲載することを予定してございます。

本体資料のほうに戻っていただいてもよろしいでしょうか。14ページでございます。今後のスケジュールについて御説明申し上げます。本日の審議会におきまして、161か所の区域の指定につきまして御了承いただけた場合には、7月中に2回目の区域指定の内閣総理大臣告示、官報掲載を行いたいと思っております。前回同様、告示がなされた後、1か月程度の周知期間が必要と考えておりますので、8月に入ってから区域指定の施行ということを考えております。

施行となりました後でございますけれども、土地等利用状況調査を開始させていただくとともに、特別注視区域におきましては届出義務が発生するという形になります。

また、これと並行いたしまして、3回目以降の区域指定に向けた検討の準備を進めていきたいと考えております。

15ページを御覧ください。最後に周知・広報について御説明したいと思います。まず、2回目の区域指定の対象となる関係地方公共団体に対しましてでございますが、法律の概要に加えまして区域指定の考え方について資料を配付し、個別にオンラインで説明を行っております。

次に、広報の取組といたしましては、こちらで御紹介させていただいている周知・広報の取組を引き続き実施させていただいております。前回、QRコードを置いたほうがよいのではないかという御指摘をいただきましたので、このような形で入れてございます。

また、現在、2回目の指定、施行に向けまして、関係地方公共団体をはじめとした関係各所と今個別に調整を行っております。地方公共団体の皆様には協力をしていただけないかと、広報誌の掲載など、周知・広報の取組にしっかり取り組んでいただいていると今のところ考えております。

それから、今後におきましてでございますが、より効果的な周知方法を実現できるように、こちらで御紹介させていただく取組以外の手段、具体的には今のところ動画をつくらうかなと思っております。今、案を練って大分できているところなのですが、動画も今の状況の中ではマッチングするのかなということでやりたいと思っております。このような形も検討しまして、周知・広報の充実を図っておるところでございます。

以上が、本日政府のほうから御説明させていただきたい内容となります。

【会長】御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局より説明のありました2回目の区域指定につきまして、及び今後のスケジュールについて御議論いただきたいと思います。御発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

〇〇専門委員、お願いします。

【専門委員】区域の指定に向けた取組は本当に御苦労さまでございます。

特段指定について意見というところはないわけでございますが、一度問題提起というか、区域指定の施行ということで土地等利用状況の調査が8月から始まるということでございますが、各種行政情報の集約とか、また、それ以外の独自の調査もされるかと思いたすけれども、事務局における情報の集約に向けた予算の取組状況とか、それから、こういった形で事務の効率化をして、この調査の中身を実のあるものにするかということについて、お答えいただければなと思いたす。

【会長】事務局、お願いいたします。

【事務局】ありがとうございます。

今、御指摘のありました土地等利用状況調査、こちらは8月から実施でございます。現在、こちらのシステムのほうの準備を進めております。大体例年数億ということでシステムの予算をデジタル庁経由でいただきまして、これについては整備を進めているところでございます。情報の管理と集約化の使いやすいシステムをとということで取り組んでいきたいと思いたすので、引き続きよろしくをお願いいたします。

【会長】よろしゅうございますか。

ほかにいかがでございましょうか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】硫黄島の地図の変更に伴う指定区域の修正の御説明がありましたが、今回、地図が修正されたということですが、これと同時にいわゆる低潮線を確定する海図の修正というのは行われているのでしょうか。確認をしたいと思います。

【会長】回答をお願いできますか。

【事務局】海図の更新についてお答えいたします。海上保安庁の刊行する海図と国土地理院の刊行する地図では、縮尺をはじめ、様々な条件が違うこともございまして、必ずしも連動して同時に更新されるものではないと承知をしてございます。実際、硫黄島周辺の海図についても国土地理院の更新と同時、または同時期に更新されたということはなく、そ

の意味で、御指摘のありました低潮線についても変更はないと承知をしてございます。

【会長】よろしいですか。

【専門委員】ということになりますと、今後、島の拡大により、当然低潮線も拡大していると思いますので海図が変更される。それに伴って領海基線も変わってくる可能性がありますので、それによりまた区域の指定変更ということもあり得るということでよろしいでしょうか。

【事務局】先生の御指摘のとおりでございます。まさにそのような状況になったときには、区域指定を速やかに変更するということになるかと思えます。

【専門委員】ありがとうございます。

硫黄島もそうですし、そのほかに砂礫に伴う修正もありましたが、いずれしても自然現象等で海岸線が変更、あるいは変わってくるという実態がありますし、それに伴って海図も修正していくことになって、領海基線が確定してきますので、そういうところを引き続き関係部署で連携して、手戻りがないように効率的に進めていただければと思います。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】〇〇でございます。このたびの修正の御提案に賛成でございます。いずれも現地の状況を具体的に把握されている地方公共団体からの御意見を踏まえたもので、法律の円滑な適用の上で重要なものであると思っております。区域指定について、地域内で不公平感がないようにすることが肝要と思っておりますので、今後も地方公共団体との連携を密に取っていただければと思っております。

以上でございます。

【会長】よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】今出ていた御意見とも関係するかと思うのですけれども、区域の範囲について、地方公共団体から団地などの建物の一体性を考えて多少広めにしたほうがいいのではないかとということで修正をされたということで、それは非常に適切だと思うのですけれども、団地などは、また時間がたつにつれてどういう形になっていくかというお話もあるかもしれない。そういった状況の変化に応じて最小限にしたほうがいいと思うのですが、その場合は、もともとのこの区域指定の範囲を、地方公共団体から要望があったときに変えるという理解でいいのかどうかという点が1点です。

もう一つは、地方公共団体からの意見に対しての考え方ということでまとめていただきました。通常ですと、これは以前説明したとおりであるとか、そういう紋切り型になりがちなところですが、丁寧に例示して理解を促してくださった点というのは、非常によかったなと思っているところです。今後もこうした丁寧な対応をお願いしたいと思えます。

もう一つだけ、広報の取組ということで、前回QRコードなどを、例えばこういった書面に関しても載せてくださったほうがいろいろなところで広まっていくのではないかということをお伝えしたところ、早速載せてくださってありがとうございました。

以上です。

【会長】ありがとうございます。

最初の点につきまして、事務局、どうぞ。

【事務局】ありがとうございます。

1点目、御質問いただいたところでございますけれども、公共団体のほうから要望があったときに、これを修正していくのかということでございます。今の私どもの考え方としましては、区域の指定につきましては安全保障に関わることでございますので、国が責任を持って指定していきたいと考えておりますが、その中で地域の実情を把握するというのは非常に重要だということで御意見をお聞きするというプロセスを踏んでいるわけでございます。

こうした形で、私どもとして地域の実情を把握する中で出てきた内容につきましては、それを区域指定のほうに反映させたということございまして、今後も引き続き同じような形で進めていくことになるかと思っております。

【会長】よろしいでしょうか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】こちらの法の執行に関連して、事務局が地方公共団体等との間で意見交換を非常に緊密にやっておられることに対して敬意を表したいと思っております。

先ほどの〇〇先生の意見とも関係するのですけれども、特にこの種の施設、特に自衛隊の施設、あるいは米軍の施設が全国に満遍なくあるわけではなくて、特定の地方公共団体に集中しているというのが多分実態だと思います。そういう中で、こういう形でさらに報告を求めるといいますか、調査をしますよということになると、恐らく負担感をさらに強く感じられるところがあるのだろう。そういうことに対して、今回も非常に丁寧に政府側の考え方を御説明いただいているのだと思います。

恐らく今後もこういった負担感に基づく御意見というのは、これからも出てくるものだと思いますけれども、ぜひ引き続き丁寧な御対応をやっていただく。それを通じて政府の政策に対する理解を深めていただくということが非常に大事なことだと思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思います。これは要望でございます。

【会長】ということですので、ありがとうございました。

それでは、ほかにかがでしょうか。オンラインの方もよろしいですか。

では、〇〇委員、お願ひします。

【委員】〇〇でございます。地方公共団体に関する話題が出ておりますので、確認と質問が1点ずつあります。

法律のほうでは、指定に当たって地方公共団体の意見を聴取するとは書いていないけれ

ども、基本指針の中でそういうことをしますよと書いてあるので、それを行っているということかどうか。これは確認であります。

質問は、地方公共団体というのは大ざっぱに都道府県と市町村であります。今日お示しいただいたところは具体的な名前が伏せてありますので、どういうところか分かりませんが、都道府県と市町村で出てくる御要望・意見等の傾向というのは、確認できるようなものであれば御披露いただければと考えております。

【会長】お願いいたします。

【事務局】御質問いただきました地方公共団体の意見聴取でございますが、法律上の規定はございませんけれども、法律の議論の中で、こういったことをするべきではないかというものがございまして、最終的には附帯決議のほうで地方公共団体の意見聴取をすべきということが書かれてございます。それに基づきまして、基本方針を定めるときに具体的に内容を定めたというものでございます。

2点目でございますけれども、県と市町村からそれぞれ御意見をいただいております。今回御説明させていただきました御意見の中で、基本的には区域の範囲についての御意見、あるいは開発行為や開発計画みたいなものについての御意見というのは、基本的には市町村のほうからいただいております。

一方で、もう少し大枠の御意見ということになりまして、最後に別紙で御紹介させていただいたような意見、これにつきましては、基本的には県のほうからいただく傾向にあったと、もちろん全てではございません。両方オーバーラップすることはあります。ただ、県のほうからの細かな区域についての御意見というのはありません。といったような状況でございます。

【会長】よろしいですか。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】〇〇でございます。ありがとうございます。

今回指定される区域につきましては賛成でして、非常に丁寧に御説明いただいたということをほかの委員もおっしゃっていらっしゃいましたけれども、感謝を申し上げたいと思います。

今後も指定が3回目以降続いていくわけですが、今日御説明いただいた別紙のほうで少し気になることを申し上げます。別紙の2ページ目に、指定する具体的な必要性を明確にしてほしいという意見が自治体から出ています。それに対して右の欄でお答えになっているのですが、答えが説明会で説明したとおりのような形になっていないかと思うのですが、そういうものを明示的にお示しいただいて、御理解を得るという取組も必要なのではないかなと思うのです。

といいますのは、これから例えば生活関連施設とかそういうものに入ってくると、法律の中には、その機能を阻害された場合には国民の生命、身体、財産に重要な影響を及ぼす

ものという定義がされていて、重大な被害とは一体何を指すのだとか、そういうところの議論になってくると思うのです。だから、今後も自治体に御協力いただくというのは大変重要なことであるので、その辺が自治体にもう少し明示的に理解していただけるような工夫なり努力なりをしていただきたいと思います。

以上でございます。

【会長】御意見が出ています。どうぞ。

【事務局】御指摘をいただいた部分でございますけれども、私が口頭で申し上げたときには、簡略化して御説明をさせていただいたところとして、例えば区域の外縁に関する考え方などをオンライン説明の場において資料を配付して説明していますのでその旨だけ先程はご説明したのですが、実際の回答はかなり詳しく書かせていただいたのかなと思っております。

例えばでございますけれども、国境離島について重要施設の敷地の周囲とは異なって、法令上、その範囲が定量的に示されていないので、そういう必要性を明確に示してほしいというような御意見につきましては、「原則として領海基線近傍の周囲、または領海警備等の活動拠点となる海上保安庁の官署、海上保安庁の船舶が使用する係留施設の周囲おおむね1,000メートルの区域とする。ただし、無人の国境離島はその全域とする」というように、具体的な書きぶりを加えさせていただいて御説明をしております。

もう一つ加えますと、オンライン説明の場におきましては、第2回の審議会で御説明し、御了承いただきました資料というのをお見せして、一つ一つ御説明しておりますので、そういう意味においては、私どもがこのように例示も含めて書いておりますので、御理解はいただけるのではないかなと思っております。

また、私どもが地方公共団体のほうにお伝えするときには、これを送るだけというのはもちろん考えておりません。併せて口頭でいただいた御意見についてはこういうような考え方で書かせていただいておりますという口頭での説明ももちろん付け加えさせていただくということで、なるべく丁寧にやりたいと考えております。

【会長】よろしいですか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】今回は、前回と併せて、区域指定に関して重要な先例となるものが含まれているように思います。基本的に結論については異論のないところでございます。

今回は前回と同様に町字界を含むものがある一方で、新たに急峻な崖地とか砂礫地についての判断を示されているということで、非常に重要な先例になると思います。一団の施設とか団地や建物を分断する場合は、基本的に指定区域に含める方向で判断するという点についても一貫した方針が現れているように感じられました。その点についても賛成したいと思います。

今回、最初に出していただいている急峻な崖地を含む国有地がございますけれども、これについては除外するというので取り扱われておりますけれども、こういう事例が今後

出てきたときに、その理由をどのように整理しておくかという観点から確認させていただければと思うのです。今回、これを区域外とするということについては、機能阻害行為の用に供されることを特に防止する必要があるかどうかという観点から考えて、急峻な崖地であるということ、および国有地であるということを理由に除外したと理解しております。

その際に、急峻な崖地については、一定の斜度、あるいは利用可能性について、何らかの基準があるのでしょうか。それとも、そういうことも含めてケースバイケースで考えていくのか、崖地であることに加えて、国有地であるからということもプラスアルファの理由で除外していくと整理するか、その辺りのことについて、判断の基準になった事情について、少し追加的に情報をいただければありがたいと思います。細かな点で申し訳ないですが、よろしく願いいたします。

【会長】事務局、どうぞ。

【事務局】急峻な崖地についてのお尋ねでございます。急峻な崖地とはどのようなものかということにつきまして、私どものほうでも地方公共団体から御質問をいただくことがございまして、私どものほうから御説明する際には、なかなか人の立ち入りが難しいような急峻な崖地であって、例えば高低差がありまして、敷地のほうを見ることができないような位置にあるような場合を考えていますという御説明を今までさせていただいております。

また、今回のケースにつきましては、それに合わせまして国有地であるということも判断要素としては当然でございますが入っております。よろしいでしょうか。

【会長】いかがでしょうか。

【委員】御説明いただいてよく分かりました。参考になる判断要素として、理解いたしました。どうもありがとうございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】今の〇〇委員の御指摘とほぼ同じことを私も感じておりまして、例えば3ページの工場や学校とか空港については、自治体の指摘を踏まえて安全側に広げるというか、そういうことになっているかと思っていましたのです。ですが、安全側ではない場合、つまり区域を狭めることは基本的に行わないかと思っていましたのですが、2ページの急峻な崖地は狭める場合も検討されていて、基本的には安全側に考えるのですけれども、場合によっては臨機応変に対応するみたいな方針にされるのだと思うのです。そのときの基準が気になったので、先ほどの〇〇委員への御回答でなんとなく分かったのですけれども、これをこのようにしたから、こういう場合はこのようにするという判例的に使うという理解でよろしいのでしょうか。

【事務局】御指摘いただきましたように、私どもは、区域から除外するという形で御意見が来ている場合につきましては区域指定の考え方を踏まえつつ除外しても大丈夫かというところは、しっかり確認をしていくということを考えております。その際には、ケースバイケースで、どういった場合が考えられるのかということで、御指摘がありましたように、

今回の資料のようなケースというのがあれば、今後は似たようなケースについては、このときにこういう判断をしているからということで、事例として、我々の先行事例という形での活用となっていくかと思っております。

今後、今回申し上げたもの以外にも多分幾つか出てくるのではないかなと思っております。例えば今回お示したものの中で、急峻な崖地、人の立ち入りがなかなか難しく敷地のほうを見ることができないような場所となると、なかなか機能阻害行為というのもやりにくいだろうということもあって、そこを除外しておりますし、国有地であれば、もともと国有地というものについては基本的には国がしっかり管理しているのであれば、なかなかそこからの攻撃というのは難しいだろうという判断がございますので、そこが2つ先例として今後は考えられるのではないかというところでございます。

【会長】〇〇委員、いかがですか。

【委員】そういった事例を積み重ねていって、自治体の方と共有していただければと思います。ありがとうございます。

【会長】ありがとうございました。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】第2回の区域指定につきまして、私も異存ございません。スケジュールについても、こちらのとおりで賛成です。ほかの委員の方々がおっしゃったように、ここまで区域の設定や地方公共団体の方々との丁寧なやり取り等、本当に大変なことであったと拝察いたします。ありがとうございます。

スケジュールについて、既に第1回の区域指定については施行されていて、届出も始まっているということも含めた意味で、少し感想を申し上げますと、これから事務局の方々が担う役割は、本格的に仕組みが動き出す中で、ますます大変になってくると思っております。大きく3つあるかと思えます。

1つは、引き続き区域指定を行い、地方公共団体や住民の方々と丁寧に周知・意見交換を行っていくという、区域指定のこと。

2つ目が、指定した区域における利用状況等の調査を、システム構築も含めて本格的に行っていくこと。

3つ目は、調査結果及び届出内容の分析をしていくということ。情報の分析・活用のフェーズが、これから本格的に始まっていくと。

こうした3つの性質の異なることを一遍に支えていかれるということで、ぜひ人員や予算などの充実も重要であると思っております。

特に今後の情報の分析・活用のフェーズについては、冒頭で大臣が機能阻害行為の防止とおっしゃっていましたように、それが目的ですので、そこにつながるような分析の在り方、手法、体制というものをしっかりつくっていく段階にこれから入っていくと考えます。

現時点でどのように分析をしていかれるご予定かという点について、もし、お答えいただければ幸いです。

難しいようであれば、あくまでコメントということで申し上げたいと思います。ありがとうございます。

【会長】ありがとうございました。

いかがでしょうか。

【事務局】調査・分析でございますけれども、区域指定の1回目が施行されまして、2月からでございます。現在のところ、調査を始めてはおりますけれども、まだ御報告できるような状況にはなってございません。

私どもが先ほど御説明した中に、調査についてもしっかり公表してほしいという御意見がありましたし、私どもとしても勧告・命令等についてはきちんと毎年度公表していくということも基本方針においてお示ししているところでございますので、それに従いまして、私どもとしても調査、あるいは届出の内容につきましても、どの内容であればどの程度公表できるのかというのをしっかり検討した上で対応を決めていきたいと思っておりますので、その際には御相談させていただきたいと思っております。

【会長】よろしいですか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】今回の区域指定については賛成でございます。

その上で、〇〇委員が今おっしゃった3つに加えて、もう一つ、私は4点目がこれから仕事としてあるのかなと思っております。それは届出が本当にきちんとされているかどうかという検証だと思っております。

今回の区域指定の中には、既成市街地も区域の中はかなり入ってきているという中で、今後もそうなのですけれども、一定期間内に土地利用の調査とともに、きちんと届出という仕組みが法制度として機能しているのかどうかという確認は、早い段階でしておかないと、最初の段階で緩くなってしまうと、届出をしなくてもそこまで厳しく言われなくなるのとなり、皆様の御努力が無駄になってしまうということにもなります。

きちんと届出をされているかどうかということと、第26条に基づく届出をしない土地等売買等への対応など、最初の段階からきちんと検証・対応をしていくことが重要であると思われました。これはコメントでございます。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

コメントについてよろしいですか。

【事務局】委員の御指摘のとおりでございます。私どもも届出がしっかりなされるのが極めて重要だと考えております。私どもは調査の中で不動産登記簿を調べる形になっておりますので、不動産登記簿上、権利の移動があったときに届出がされているかどうかというのは別途届出が出てきているものと突き合わせることによって判明することになると考えております。したがって、今、私どものほうとしましては、そういったものがないかどうかというのは確認して、必要な指導を行っていく方向で検討しているところでござ

います。

【会長】 よろしいですか。

それでは、〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】 こちらは音声飛び飛びで聞こえにくい部分もあったので、同じような内容になってしまうかと思えますけれども、お許してください。

まず、各地方公共団体に対する意見聴取の件ですけれども、私もおおむね異論はございませんので賛同したいと思うのですが、前回からそんなに時間もたっていない中で、これだけのきめ細やかな対応をしてくださったことに対しまして、事務方の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そして、硫黄島に係る国土地理院からの情報提供が事前にあったということでお聞きをしているのですけれども、その対応もとても早かったと思いますので、関連部署との連携であるとか、それから、こういう情報の共有のスピード感、この辺りに関しましては、今回、非常に適切な内容であったのではないかなと思っております。

今後も引き続きまして、各地方自治体へ変わらずのきめ細やかな対応をしていただきながら進めていただければなと思っております。

感想めいたことですけれども、以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 私もほとんど皆様方と意見としましては同じでございます、今回の第2回の指定に関しては全く異論がございません。

また、プロセスにおきましても本当にきめ細やかに地方公共団体の方と情報を共有していくというプロセスがとても大事だと思っております。指定された後、実際の土地の所有者とか、そういう方がまず質問とかをしに行くのは地方の窓口だと思うのです。そういうときに、指定の作業に関わった方々が現場にいらっしゃるといのは、とても大事なことだと思いますので、作業としてはすごく大変だなとは思っているのですけれども、ぜひこのようなプロセスを今後も続けていただくことをお願いしたいと思っております。

以上になります。

【会長】 ありがとうございます。コメントということで承っております。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】 これはもう法制定のときに決まっていたのかもしれないのですけれども、確認で御質問したいと思います。調査についての情報は情報公開法の対象になると思うのです。基本的に当該請求についての対応は国の安全に関わる情報ということで、一括して不開示になるのか、それとも、個人とか法人についての個別情報について、要するに開示すべき事由がない場合には不開示になるのか。ここはどのような基本的なお考えなのでしょう。

【会長】 お答えをお願いいたします。

【事務局】 どうもありがとうございます。

これにつきましては御案内のとおり、国の安全に係る情報と判断しますものは不開示になると考えております。また、個人情報のところは開示できないものは開示しない、開示できるものは開示する、そのようなやり方なのかということで考えているところでございます。不十分であります、そのような考え方であると申し上げます。

【専門委員】 逆に、調査結果全体が国の安全に関わるという形で一括で、要するに不開示にするという考え方ではないということですか。

【事務局】 ○○でございます。

そこは今、どういう対応になるのか検討しているところでございますが、請求の内容にもよりますので、引き続き整理するところでございます。

【専門委員】 いずれにしても、そういった請求がなされる可能性が高いという中で、あまり請求について事務が煩瑣になるような形の行政慣行自身もいかななものかと考えていますので、もちろん請求のされ方によって開示の仕方も違うということでありませうけれども、基本的なポリシーをしっかりとって対応していただきたいと思っております。これは私の意見です。

【会長】 ありがとうございます。○○委員どうぞ。

【委員】 関連しますけれども、国の安全保障といった場合の情報公開の基準というのはかなり曖昧であって、他方、個人情報の場合には、実際に文書上容易に特定できると思えます。そうだとしますと、こういうケースに関しては、ある程度包括的な形で対応するほうが、今の事務負担の問題もそうですし、ぶれもないのではないかと思います。その辺も含めて御検討いただきたいと思えます。

【事務局】 ありがとうございます。

国の情報公開、国民への情報提供というのは基本でもございますし、こちらの審議会とともに、また、情報公開の審査会というところでも、いろいろ御議論いただくこととなりますので、そこは我々もよくバランスを考えていながら対応方針を検討してまいりたいと考えております。

【会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これまでの議論を踏まえまして、2回目の区域指定について事務局資料で示された原案どおり、本審議会として認めることについてお諮りしたいと思えますが、本審議会として、これを原案どおり認めることにしたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【会長】 御異議がないということでございますので、事務局から提示がございました、2回目の区域指定について、原案を本審議会として了承することにいたします。

議論におきましては、貴重な御意見をいただいたと思えますので、事務局におかれまし

ては今後の法執行の参考としていただくよう、よろしく願いいたします。

そのほか、本審議会に関しまして御意見等がございましたら、御発言をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

これ以上、御意見はないようでございますので、これで審議を終えることにしたいと思います。

最後に、本日の資料及び議事録の取扱いに関しまして申し上げたいと思います。

まず、本日の資料のうち具体的な個別の区域図案につきましては、途中段階である現時点でこれらを公にすると、地域住民の方々の間に混乱を生じさせる恐れ等があるため、審議会運営規則第7条第3項に則りまして非公表といたします。

なお、今後個別の区域図の情報につきましては、指定する区域の告示がなされた際に、ホームページにおいて公表が予定されております。

次に、議事録につきましては審議会運営規則第8条第2項に則りまして、発言者名を伏せる形での議事録を公表することにいたします。議事録の公表に先立ちましては、事務局から皆様に対しまして内容の確認をお願いする予定でございますので、いつもそうしていただいておりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

以上、これをもちまして本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、終了といたしたいと思います。

なお、次回の会議の日程につきましては、追って事務局を通して御連絡いたします。

本日はどうもありがとうございました。